

契約保証金について

契約を締結するに際し契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額をおさめさせなければならない。

ただし、次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去2年間に県内において、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (2) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (3) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額である時。
- (4) 契約相手が、保険会社との間に、センターを被保険者とした履行保証保険契約を締結した時。